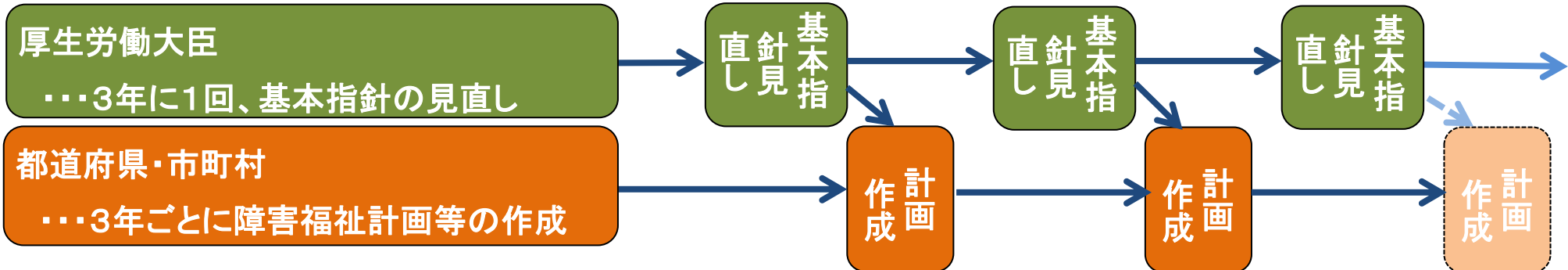


障害福祉計画等と基本指針

○ 基本指針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。平成30年度からは、障害児福祉計画についても同様に作成することになっている。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第1期 障害福祉計画 18年度～20年度	第2期 障害福祉計画 21年度～23年度			第3期 障害福祉計画 24年度～26年度			第4期 障害福祉計画 27年度～29年度		第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画 30年度～32年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成			つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成			障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成		障害者総合支援法・児童福祉法の改正等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画等を作成

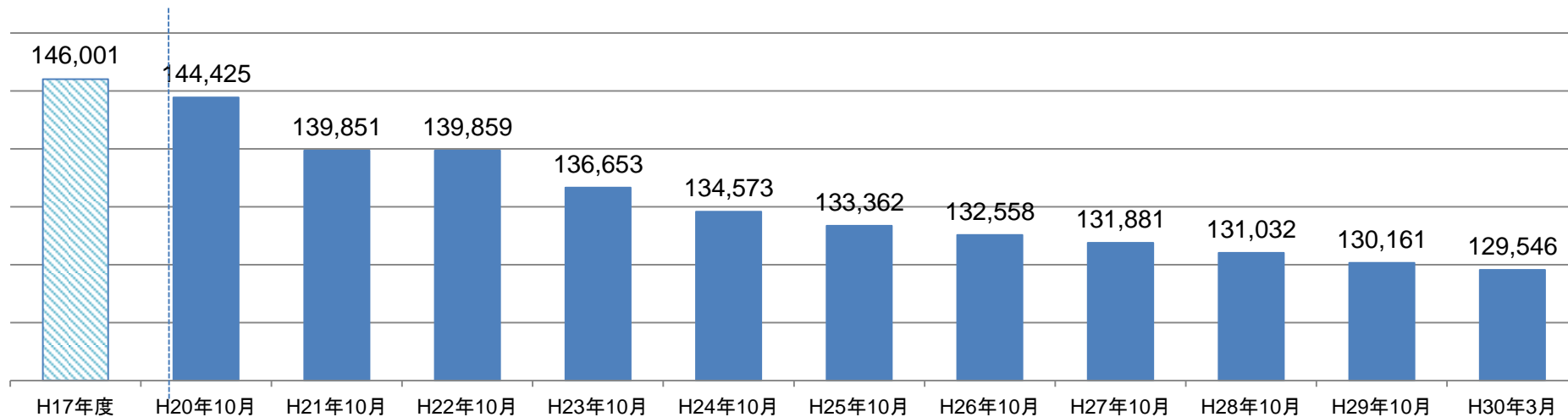


- 入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
- グループホーム利用者は着実に増加している。

【施設入所者数の推移】

利用者数(人)

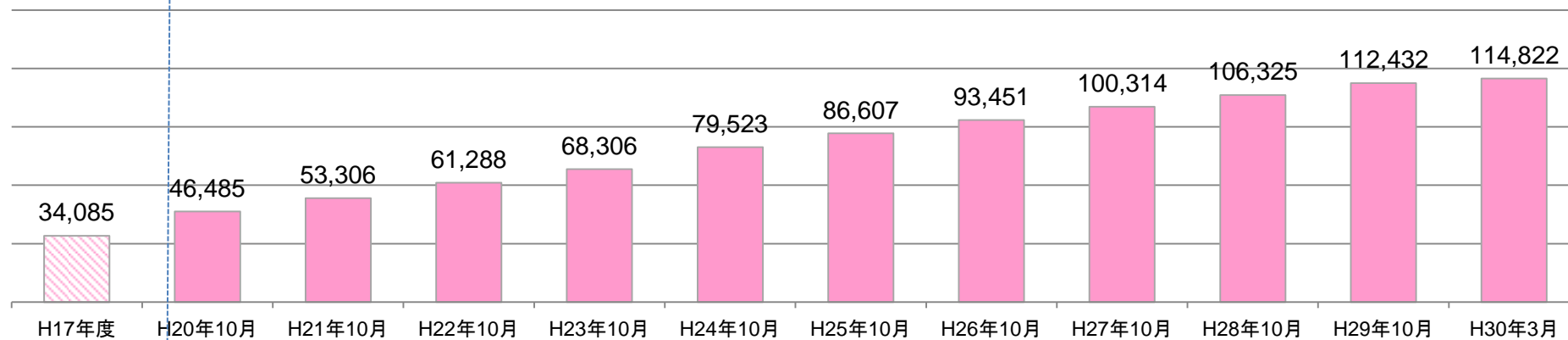
出典:国保連データ速報値



【グループホーム利用者数の推移】

利用者数(人)

出典:国保連データ速報値



第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・就労定着に向けた支援
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数:H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・退院率:入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

4. その他の見直し

- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・難病患者への一層の周知
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・就労移行支援事業利用者:H28年度の2割増
- ・移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(目標集計)

○ 都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、3年を一期として定めることとしており、平成30年度から平成32年度を計画期間とした第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について、各都道府県が設定した目標値の集計を行った。

○ 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)を踏まえることとなっており、同指針では、地域移行や就労に関する成果目標を定めている。

※ 【目標値】国の基本指針で定める成果目標

※ 【集計値】都道府県が設定した目標値を集計したもの

1. 施設入所者の地域生活への移行

■ 平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値

【目標値1】 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行

【目標値2】 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減

平成28年度末 の入所者数 (人) (A)	地域生活移行				施設入所者数の削減				
	地域生活 移行者数(人) (B)	地域生活移行率			平成32年度末 の入所者数 (人) (C)	削減目標 (人) (D=A-C)	削減率		
【目標値1】		【集計値1】 (B)/(A)	基本指針を満 たす都道府県	【目標値2】			【集計値2】 (D)/(A)	基本指針を満 たす都道府県	
120,726	9,711	9%以上	8.0%	22	118,103	2,623	2%以上	2.2%	36

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(目標集計)

3. 地域生活支援拠点等の整備

■地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する

基本指針を満
たす都道府県

41

○地域生活支援拠点等とは、地域での暮らしの安心感を担保するために、緊急時の受入体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくり等の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいう。

4. 福祉施設から一般就労への移行

■福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値

【目標値1】平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上

平成28年度の一般就労 移行者数(人) (A)	平成32年度の一般就労 移行者数(人) (B)	一般就労移行比率		
		【目標値】	【集計値】 (B)/(A)	基本指針を満 たす都道府県
15,503	22,625	1.5倍以上	1.5	35

【目標値2】平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加

【目標値3】就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

【目標値4】就労定着支援事業による1年後の定着率を80%以上とする

平成28年度末の就 労移行支援事業の 利用者数(人) (A)	平成32年度末の就 労移行支援事業の 利用者数(人) (B)	就労移行支援利用率			就労支援事業所の就労移行率		就労定着支援事業 による1年後の定着率
		【目標値2】	【集計値2】 (B)/(A)	基本指針を満 たす都道府県	【目標値3】	基本指針を満 たす都道府県	基本指針を満 たす都道府県
38,545	52,831	1.2倍以上	1.4倍	43	50%以上	42	43